



鏡野町人権問題講演会 ～ハートフル講座～

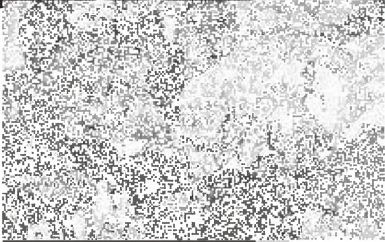
作品は息子のことば

～発達障がいの子が歩んで～

講師 作家 石村 嘉成
父 石村 和徳

石村嘉成さんは、愛媛県新居浜市在住のアーティスト。2歳で自閉症と診断され、家族や周囲の支援を受け、自立に向けて厳しい療育に向き合う。2013年に第2回新エコーランドバリ浮世・絵展ドローイング部門優秀賞・2016年環境白書表紙絵コンクール最優秀賞等、国内外で高く評価されている。現在は、個展や講演会等で多くの人に感動と元気を与えている。作品から石村嘉成さんの“ことば”を感じてください。

参加料無料
80名(先着順)



サイババルアニマル

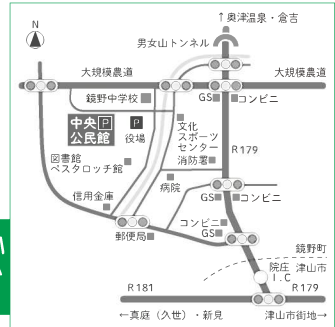
ど き

令和4年 **12月11日(日)**

講演時間 13:30～15:00 [開場 13:00～]

ど こ ろ

鏡野町中央公民館 大集会室



MAP

主催 鏡野町・鏡野町教育委員会・鏡野町人権教育推進委員会

後援 岡山県

協力 津山地域人権啓発活動ネットワーク協議会・苫田郡PTA連合会研修部

申込み・お問い合わせ先 鏡野町生涯学習課 担当:佐古 電話(0868)54-3335 **54-0573**

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十一回特別弔慰金の請求期限は令和5年3月31日(金)までです

請求期間を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

●支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族おひとりに支給されます。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

特別弔慰金は、ご遺族を代表するおひとりが受け取るものです。
ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。

●支給内容 額面25万円 5年償還の記名国債

●請求期間 令和5年3月31日まで
※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

請求窓口・お問い合わせ先

鏡野町総合福祉課 担当:藤原 電話(0868)54-2986 ※請求者が居住する市町村になります。